

宮城県中小企業融資制度取扱要領改正の要点について
(令和4年8月31日施行)

1. 宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の改正

(1)趣旨

事業承継特別保証制度等に係る融資条件の変更(緩和)

対象

- ① 事業承継資金(事業承継特別枠)
- ② 事業承継資金(経営承継借換枠)

事業承継特別保証制度において、融資対象の要件である「EBITDA 有利子負債倍率」については現在、10倍以内であるところ、コロナ禍において財務状況が悪化している事業者が増加しており、事業継承時に経営保証を不要とする信用保証制度が利用できない事業者が廃業に至ることで経営資源が散逸することが想定されることから、その対応策として保証制度要綱が改正されることに伴い、本県取扱要領の改正を行うもの。

(2)改正内容

事業承継資金(事業承継特別枠)及び事業承継資金(経営承継借換枠)の融資対象のうち、EBITDA 有利子負債倍率要件を10倍から15倍に修正するもの。

以上